

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	株式会社シーボン
【英訳名】	C' BON COSMETICS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 執行役員 崎山 一弘
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目18番12号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	03 - 3404 - 7501 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部責任者 瀧 礼江
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山二丁目13番5号 (青山オフィス)
【電話番号】	03 - 3404 - 7501 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部責任者 瀧 礼江
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月29日開催の当社第57期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

第2号議案 取締役6名選任の件

犬塚 雅大、崎山 一弘、菅原 桂子、瀧 礼江、岩田 功、黒木 彰子を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

長谷川 浩を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

川口 綾子を補欠監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を付与すること及び具体的な内容を決定するものであります。

第6号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び、募集事項の決定を取締役会に委任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	27,547	183	-	(注)1	可決 99.20
第2号議案 犬塚 雅大	24,249	3,481	-	(注)2	可決 87.32
崎山 一弘	25,691	2,039	-		可決 92.51
菅原 桂子	27,487	243	-		可決 98.98
瀧 礼江	27,456	274	-		可決 98.87
岩田 功	27,428	302	-		可決 98.77
黒木 彰子	27,450	280	-		可決 98.85
第3号議案 長谷川 浩	27,490	240	-	(注)2	可決 98.99
第4号議案 川口 綾子	27,494	234	-	(注)2	可決 99.00
第5号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件	26,657	1,072	-	(注)3	可決 95.99
第6号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件	26,379	1,350	-	(注)1	可決 94.99

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算してありません。

以上